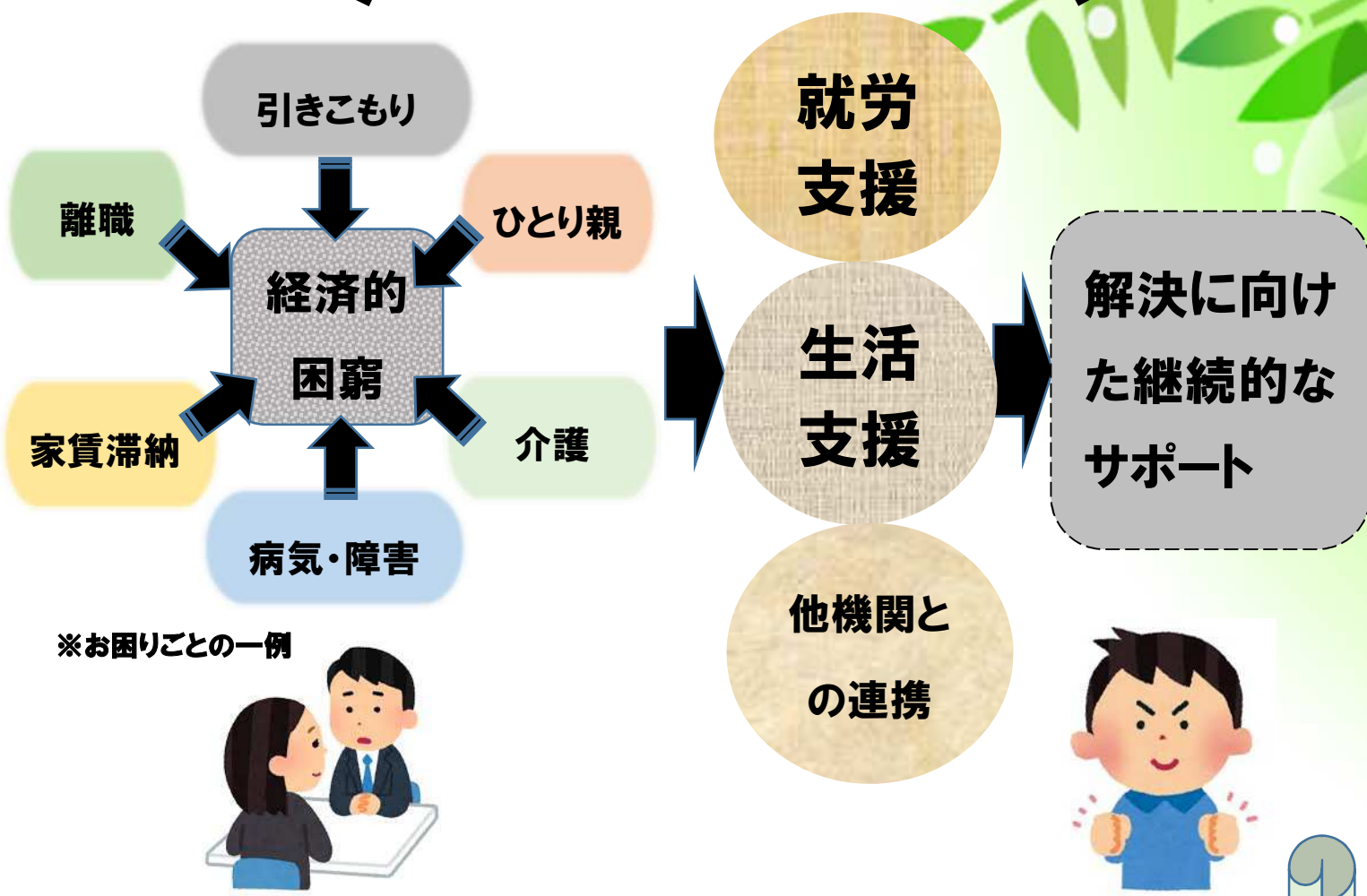


生活のことや仕事のことでお困りの方 の相談窓口の案内



💡 働きたくても働けない、経済的な不安がある等、まずはお困りごとについて一人で抱え込まずにお気軽にご相談ください。

💡 ご家族やまわりの方からのご相談も受け付けます。

豊橋市役所 生活福祉課 自立相談グループ(東館1階)

8:30~17:15 土日祝、年末年始を除く

☎ 0532-51-2313 ✉ e-mail/seikatsufukushi@city.toyohashi.lg.jp

～支援内容～

相談員が今のお困りごとについてお聞きし、自立に向けた支援方法について一緒に考えます



住居確保給付金

離職、廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失する方または喪失する恐れのある方に対し、家賃相当額を補助しつつ、就労支援を行います。
家計改善の支援を受けることで、家賃の安い住宅等に転居する必要が認められる方に対し、転居費用を補助します。



居住支援事業

住居を失った方に対して、自立に向けた支援を受けることを前提に一定期間宿泊場所の提供等の支援を行います。



就労準備支援事業 (就労自立促進事業)

「社会との関わりに不安がある」「生活リズムが乱れている」「長い間働けていない」等、就労開始に向けた準備が整っていない方を対象に、就労開始に向けた準備として基礎能力の形成を支援します。
※就労開始に向けた準備が整っている方は、就労支援員による就労支援やハローワークと連携した就労自立促進事業を活用した支援を行います。



家計改善支援事業

「家計の収支バランスが悪い」「債務整理や滞納に関する課題を抱えている」等家計に不安を抱える方を対象に、家計の見直しを相談員が一緒に行います。



学習・生活支援事業

家庭の事情などで塾に通えない小学生(4年生以上)、中学生、高校生を対象に、大学生の講師が勉強を教えたり、学校生活や進路についての話を聞き、子ども達の居場所を提供します。また、教員OBを配置し、保護者向けに進路相談なども行います。



必要に応じ、他の支援制度をご案内し、支援機関と連携を図ります

※各事業を利用するにあたり一定の条件がある場合があります。詳しくは相談員との面談等を経て、利用していただくことになります。